

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	計量単位令
規制の名称	計量法に係る生体内の圧力の計量に用いられている単位規制の見直し
規制の区分	新設、改正(拡充、緩和) 廃止
担当部局	経済産業省産業技術環境局計量行政室
評価実施時期	令和元年3月
事前評価時の想定との比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無 事前評価時点では、影響を受ける可能性のある関係者として以下を想定していたが、規制廃止後も社会情勢等の状況は変わっておらず、特段その他の影響は生じていない。 【遵守費用】 ・医療機器メーカー:特段費用は発生せず ・医療関係機関:特段費用は発生せず・国民:特段費用は発生せず 【行政費用】 ・行政機関(改正内容についての業界等への周知費用)</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証 規制の事前評価後、当該規制の廃止に関わる特筆すべき社会経済情勢等の変化はなかったため、ベースラインに影響はない。</p> <p>③必要性の検証 規制の事前評価後、当該規制の廃止に関わる特筆すべき社会経済情勢や科学技術の変化はないことから、当該規制の廃止の必要性にも変化はない。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用の要素
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」の把握 [事前評価時の測定指標] 当該規制廃止による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。 [遵守費用] 当該規制廃止による遵守費用は発生していない。 [費用推計との比較] 費用推計とのかい離は生じていない。</p>
(行政費用)	<p>⑤「行政費用」の把握 当該規制の廃止は、時限的に認められていた6つの計量単位について、その使用期限を廃止し、恒久的に規制廃止前と同様に生体内の圧力の計量に引き続き利用できるようにするものであることから、規制廃止に伴う新たなモニタリング等の費用は発生し得ない。また、業界等への周知に関する費用については、従来の広報活動の中で周知活動も行っているため、追加の費用は発生していない。</p>
	<p>⑥効果(定量化)の把握 本改正により、医療機器メーカーにおいては期限の定めなく安定的な製品開発が可能となるほか、パスカル等への変換に伴う計量機器製造に関する追加的な設備投資が回避できた。また、医療関係機関においてはパスカル等の単位を付した機器への買い替えに関する追加的な設備投資が回避された。</p> <p>⑦便益(金銭価値化)の把握 製造事業者等における便益は企業の状況等によって様々のため、金銭価値化することは困難である。</p> <p>⑧「副次的な影響及び波及的な影響」の把握 当該規制廃止による、副次的・波及的な影響はみられない。また、事前評価時に意図していなかった負の影響についても計量法執行業務の中で特段把握されたものはない。</p>
考察	<p>⑨把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証 当該規制の廃止によって特段の費用が発生する事はない。また、医療機器メーカーや医療関係機関にとっては、期限の定めなく単位の利用が可能になることにより、追加的な設備投資が発生することもない。当該医療機器を用いた医療行為を受ける国民についても、既存の医療サービスが維持されることから影響は生じないため、今回の規制の廃止は妥当であるといえる。</p>
備考	